

平成26年度社会福祉法人雄心会 介護老人保健施設いなほ事業計画

はじめに

介護保険制度誕生以後、「利用者本位」「民間事業の参入促進」という効果により、多種多様な運営団体、民間企業等が提供するサービスが増えました。その結果、利用者にとっては介護保険制度誕生以前に比較し選択の幅が広がりました。しかし、その一方で、生活困窮者や低所得世帯者などは、経済的理由により、むしろ必要なサービスが受けられないという実態もあります。

このような社会情勢の中、当施設が可能な限り様々な利用者にサービスを提供していくため、平成24年10月1日社会福祉法人設立時に「無料低額老人保健施設事業」を実施することになりました。

平成16年度開設した施設ですが、これまで以上に地域住民からの信頼を得られるよう、そして将来、我が国が提言している「地域包括ケアシステム」の重要な地域の拠点となるよう、地域の関係団体と連携をはかるとともに、職員一同、志を新たに一層の努力とサービスの質の向上を図るものとします。

【法人理念・実践要綱】

1 理念

安心できる環境で良質かつ専門的な福祉サービスを提供する。

2 実践要綱

- (1) 良質な福祉サービス
- (2) 社会貢献
- (3) 利用者の満足
- (4) 職員幸福

【事業運営の概要】

1 介護保険事業

- (1) 介護老人保健施設 定員96名
- (2) 短期入所療養介護 空床利用型 ※介護予防含む
- (3) 通所（短時間）リハビリテーション 定員40名 ※介護予防含む

2 障害福祉サービス事業

- 医療型短期入所 空床利用型 ※身体障害者のみ対象

【目 標】

1 介護老人保健施設事業

(1) 入所稼働率98%を目標とする。

入所91名(うち無料低額10名) 短期入所3名 計94名

(2) 通所リハビリテーション

①通所リハビリテーション 26名

②短時間通所リハビリテーション 2名

③介護予防通所リハビリテーション 6名 合計34名

(3) 在宅復帰に向けたリハビリテーション及び生活リハビリテーションの充実をはかる。

2 無料低額老人保健施設事業

(1) 延利用率10%を目標とし、各市町村や地域包括支援センター、保健医療機関、サービス事業所等へ事業内容の情報提供を行う。

3 障害福祉サービス事業

北斗市及び関係機関等と連携し、適切な情報提供を心掛け、利用者及びご家族が安心してサービスを利用できるよう配慮する。

【運営方針】

1 介護老人保健施設事業

- (1) **稼働率98%を目標**とする。
- (2) ベッドコントロール会議を随時開催する。
 - ①入所94名（稼働率98%）を達成する。～ H26目標
 - ②看護師長、介護主任、相談員が相互に「情報を共有」し、タイムリーに判断できる仕組みをつくる。
 - ⇒ スピード感をもって相談業務から入所決定まで動くこと。
 - ③相談員や職員等からの情報を「ベットコントロール会議」で集約する。
 - ⇒ タイムラグをなくする。（入所決定権は、現場スタッフではない。）
 - ④常時待機者がいること。
 - ⇒ セールスは相談員だけでない。
- (3) リハビリテーション会議（入所・通所）を開催し、他職種が協働し、在宅復帰に向けたリハビリテーション及び生活リハビリテーションを充実していく。
- (4) 利用者が可能な限り自立した生活を送れるよう、自立支援をサービスの基本とする。
- (5) 各部署における業務改善・業務の効率化を推進する。
- (6) 職員研修の充実を図り、知識・技能を高めサービスの質の向上を図る。
- (7) 域住民の利便性を高めることを目的とし「短時間リハビリテーション」を充実していく。

2 無料低額老人保健施設事業

- (1) 道南自治体及び関係機関へ事業周知活動を進める。
- (2) ホームページなどを活用し広報活動を推進する。
- (3) 事業をわかりやすく説明する為、専用のパンフレットを作成する。

3 障がいサービス事業

- (1) 利用に際してはパンフレットや料金表を作成し、懇切丁寧にわかりやすい説明を心がける。
- (2) 看護介護職員ともに、制度や障がい者に対する理解を深めた上で、適切なケアが提できるよう研修機会を設ける。

【各課の実践目標】

1 看護介護課

(1) 看護・介護の共通目標

- ① 服務心得（第21条）を遵守する。
- ② 利用者、家族と信頼関係を築き、在宅復帰を支援する。
- ③ 学習会に参加し、自己研鑽に努め、自主性のある介護・看護を実践する。
- ④ 介護保険のしくみを理解し、他職種との協働に役立てる。
- ⑤ 自己の健康管理に責任を持つ。

<看護>

- ① 入所後2週間（暫定期間）で入所者の状態を把握し、介護職及び他職種と共有する。（全体像を使う）
- ② 専門職としての観察や看護の根拠を介護職に発信し、積極的な声掛けを実施して見せる。

<介護>

- ① 介護の基本・倫理を理解し、個別ケアを大切に入所・通所利用者への目配り、気配り、思いやりができる。
- ② スタッフ～主任～師長へと、報告・連絡・相談を確実に実践する。
- ③ 暫定プランを参考に、2週間で介護計画を立案する。（新規）

(2) 介護支援係

専門職として、利用者様、ご家族様と他職種との連携をはかり、ADL・QOLの向上を目指す。

- ① 利用者様の「出来る事」と「支援を要する事」を把握し、自立支援にむけてプランニング・評価する。
- ② 利用者様及びご家族様の意向を確認し、他職種との情報を共有する。
- ③ 在宅復帰予定者に対し、家屋環境を把握した上で、施設生活の中でも同様の環境に近づけることに努め、自力可能な生活動作の維持・拡大をはかっていく。
- ④ 在宅復帰困難者であってもご家族様や他職種と情報共有し、外出・外泊できる機会を提供していく。

2 リハビリテーション課

(1) 在宅復帰に向けたリハビリテーションの実施

- ① 他職種との連携を図りながら、在宅復帰に向けたリハビリテーションのプログラムを評価・立案。
- ② 必要に応じて家屋訪問を行う事で自宅環境を評価し、施設内での生活場面や訓練プログラムに取り入れる。

(2) 生活リハビリテーションの充実を図る。

- ①利用者様の生活機能向上に向けて他職種との連携を図り、実際の生活場面を考慮したリハビリテーションを提供する。
- ②入所、通所リハビリテーション会議の実施。
- ③看護・介護スタッフに向けた訓練プログラムの作成・指導。

(3) 市民公開講座の開催

- ①医療法人リハ科と共催で開催する。

3 総務支援課

(1) 支援相談係

1) 介護老人保健施設の役割を活かし、在宅復帰に向けた取り組みを行っていく。

- ①利用者及び他機関へ、本来の介護老人保健施設の機能について啓発を行う。
- ②初回面談時、利用者及び家族と具体的目標を掲げ、入所前に目標の共有を行う。
- ③入所後、定期的評価を行い。他職種とう情報を密にし、随時家族面談を実施する。

2) 安定した稼働率を図っていく。

- ①入院者の空床ベッドを活かし、随時ショートステイ枠を広げ、空床防止を図る。
- ②入所利用者及び待機利用者の状態像を確認し、当施設における受け入れ体制をつくる。
- ③通所の登録数及び実人数の状況、送迎範囲、車両状況等を把握し、他職種と連携を図り受け入れ体制をつくる。
- ④定期的に居宅介護支援事業所、病院等を訪問し訪問し情報収集及び啓発を行う。

3) 無料・低額老健利用者10%を確保する。

- ①定期的に居宅介護支援事業所、病院等を訪問し情報収集及び啓発を行う。

4) 支援相談員としてのスキル向上に努める。

- ①介護保険制度の理解を深め、日々自己研磨に努める。
- ②近隣の地域情勢などを把握し、地域ニーズの情報収集に努め、施設内に発信する。
- ③利用者、家族から、いつでも相談に応じられる環境をつくる。
- ④施設内での他職種との連携を密に、利用者を中心にした支援を構築できるよう努める。
- ⑤居宅サービスにおいて、介護支援専門員はもとより、外部サービス事業所との連携を重点に、地域福祉サービスの充実に努める。

(2) 栄養管理係

1) 他職種と連携し協働作業にて利用者の QOL を高め、尊厳性の高い生活を送れよう支援する。

① 正確なアセスメントを行い栄養状態の改善・維持に繋げる

② 「食べること」を阻害する原因を把握し栄養ケア計画書を作成し専門技術を生かしたケアを行う。

2) 専門職として職業倫理を踏まえた態度や行動をとる。

① 自己の知識を見識レベルで捉え、胆識レベルで行動できるようにする。

② 時代に添ったスキルアップに努める。

(3) 総務・業務係

① 「ノー残業デー」を実施する。

4月から毎週水曜日を「ノー残業デー」とする。

② 経費の削減

薬品及び医療材料等の在庫管理を徹底。電気・消耗品等の節減。